

大田大臣の諮問会議レポート (経済財政諮問会議ホームページより)

第9回会議(平成20年4月23日)

- (1) 生活直結型産業について
- (2) 「新雇用戦略」について

大田弘子です。本日、今年第9回目の経済財政諮問会議が開催され、生活直結型産業、「新雇用戦略」について議論しました。

生活直結型産業については、民間議員からペーパーが出されました。これに対して、舛添臨時議員から、以下の発言がありました。

- 画像診断は僻地医療には有効だが、基本は直にやってほしいという要望が強い。また、民間企業によるコールセンターについては、今コメディカルで、看護師や助産師がどれだけ医師を代替できるかと、全体的なことを考えている。その中で、いろいろ検討の余地があると思う。
- 保育サービスの規制改革は、安かろう悪かろうということになってはいけない。財源の手当を前提に、安心して預けられるような保障が必要。
- 認定こども園は、子供の立場から見たらどうかということも考えなくてはならない。幼稚園と保育所と並んでいて、幼稚園の方はお母さんが迎えに来て先に帰るが、保育所のほうは、御両親が共働きの場合が多かったりして、なかなか迎えに来てくれないというようなこともある。子供の視点から見てどうかということも考えなくてはならない。

画像診断については、今、増田議員と舛添臨時議員との間で共同懇談会を開催しており、5月をめぐりとりまとめるという話がありました。この他、以下の発言がありました。

- 民間議員から、財源の手当は避けられないが、今の財源で取り組むべき課題もあるので、そこはしっかりやるべき。舛添臨時議員から子供の立場でどうかという指摘があったが、ともすれば親と子の利益が相反するという考え方をする場合が多いけれども、基本的には親は子の利益を代表しているのではないかと。また、認定こども園には逆の話もあり、幼稚園は帰りたくないのにもう帰らなきゃいけない、保育園はまだいられるという意見もある。
- 民間議員から、保育サービスは福祉というところで線を引かれているが、例えば共働きで何時間でも預かってほしいというニーズもあるし、4月1日を過ぎたら申し込めないというような状況もある。宝くじに当たるような確率で安い保育料で預かってくれる一方で、その保育サービスを得られない人たちもいる。いつでも申請できて、いつでも預かってもらえる社会をつくるのが急務。また、保育サービスが充実していないがゆえに、2番目の子供を産むことを躊躇する親は少なくない。子供の立場で言うと、それで生まれてこなかった子供の権利はどうなのか。生みたくても生めないという状況をなくさなくてはならない。
- 上川臨時議員から、生活直結型産業は国民の潜在的ニーズが強いので、質の確保を行いながら充実していくことが必要。ニュージーランドで「プラケット」という制度があって、生まれた時点でその子供を社会が支えている。こういうことを100年やってきている。子供の視点を大切に社会が成り立っているわけで、そういうことを念頭に置きたい。子供の視点というのは大事。

□甘利議員から、(岩手県遠野市の遠隔医療の話の後,) コミュニティ・ビジネスを各省と連携してやっていきたい。

□民間議員から、今後介護する人は減って、介護される人が増えていく。EPA でフィリピン、インドネシアから看護師を受け入れることが決められているので、着実に実施していくべき。また、日本は高い技術力を持っているので、ロボットなどを活用して介護コストを削減していく。これは医学、工学、多くの分野が融合しているので、関係省庁が協力してオールジャパンの取り組みが必要。

□舛添臨時議員から、技術開発は当然必要だが、介護はそもそも労働集約的な分野。技術を活用したから即コストが下がるというのは難しいのではないかと。何より介護労働者の報酬が低過ぎる。したがって、日本でも働きたいという人が少なくなるわけで、この報酬を上げていくことが必要。

□民間議員から、介護労働者の報酬が低い点はメスを入れるべき。

□町村議員から、認定こども園を訪れたとき、2人の園長からそれぞれ名刺を渡された。そして、1人の子供に2つの書類を記入させるようになっている。これは二重行政そのものではないか。また、保育は措置という制度になっているわけで、措置であり福祉であるのなら、なぜ無認可保育所を放置しているのかという問題もある。保育の分野の実態は、規制緩和すべきところもあるし、規制が必要な面もある。しっかりと規制のあり方を考えていかなくてはならない。

□丹羽議員から、認定こども園の二重行政の問題は、地方分権改革推進委員会でも議論している。ぜひ今後、勧告に入れていきたい。

「新雇用戦略」については、舛添臨時議員から、戦略の紹介がありました。フリーターを3年間で100万人正社員化する、女性の25から44歳、ちょうどM字型の底になるころ、ここで20万人雇用を増やし、60代前半の高齢者で100万人雇用を増やすという発表がありました。また、民間議員から、ぜひこれを進めるべきという提案がありました。これに関し、以下の発言がありました。

□民間議員から、日本の潜在成長率の低下をくいとめることが大事であって、その観点から、この雇用戦略ももちろん必要だが、海外からの労働力を積極的に受け入れるのかどうか、長期的な視野で考えていくタイミングに来ているのではないかと。

□民間議員から、税と社会保障の議論は制度の問題をきっちりやっていく必要がある。例えば103万円の壁とか130万円の壁というのがある。100万円前後を超えないようにという結構大変な動きがあり、有能な女性を社会として使いこなすことができない。日本だけがM字カーブになっており、この税の問題は早急に取り組んでいく必要がある。

□上川臨時議員から、子供の視点という意味で、働くお母さんを持つ子供という視点がある。また、社会人になるまでの子供の育つ過程を重視しなくてはならない。これが労働の質にもつながってくる。福祉、教育、労働の縦割りの中で漏れていくところがないように、横断的、包括的に子供の成長を見ていくことが、人間力の形成に大事。

□舛添臨時議員から、ドイツ、フランス、イタリアで外国人労働者の問題も研究してきた。労働力の核という視点だけでとらえてはいけない。ヨーロッパでは外国人労働力の子供たちが苦し

んでいる。このソーシャルコストを考えなくてはならない。専門的、技術的な人はいいけれども、単純労働力というのは問題。そういう意味で、介護労働者の問題も、このソーシャルコストをどうするかということを考えていかななくてはならない。

□額賀議員から、(アンケート調査の紹介の後、) 技能研修などの形で雇われていても、雇っている側は必ずしもそういう形ではない、趣旨と違う雇い方をしている場合もある。そういうことも含めて、きちんと制度を整備していかななくてはならない。

□民間議員から、外国人労働力の問題について、訓練や教育をしっかりと、どういう政策をとっていくかを考えるべき。

□民間議員から、高度な技能者も人材が不足している。また、留学生が国内に来て、そこで長く日本で勤められるようにしていくことを考えなくてはならない。

□甘利議員から、日本は賃金を上げながら国際競争力をつけていくことが大事。高付加価値化に資する人材かどうかを重視しながら考えるべき。

総理からは、以下の発言がありました。

□「新雇用戦略」では、今日示された案に沿って、この3年間に若者、女性、高齢者、障害者などすべての人が働きやすい、全員参加の経済を実現すべく、政府を挙げて取り組んでいく。その際、今日示された2010年の目標が確実に達成できるように、政府を挙げて取り組むとともに、地方、経済界、労働界など関係するすべての方々に、この戦略の実現に向けて参画していただくことが必要。今後、舛添臨時議員、上川臨時議員には、今日の議論を踏まえて、実現への具体的取り組みを詰めてほしい。

□長年の懸案である保育サービスにかかわる規制改革については、利用者の立場に立って年内に結論を出してほしい。

□財源のあり方は、社会保障国民会議の議論も踏まえて、抜本的税制改革において検討する。

(以上)

「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方（素案）」について

委員：三鷹市長 清原 慶子

I. 「子ども」の視点の重要性

- 1. 基本認識、の（1）新制度体系が目指すものにおいて、「すべての子どもの健やかな育ちの支援という考えを基本におくことが重要」とあることは、まさに有意義。この基本的視点を反映する取組みをその他の項目についても反映することが必要。
- 「次世代育成支援」という概念から、「次世代を育成する世代の支援」すなわち「親支援」が強調されるが、「次世代を担う子ども」の視点を忘れず、いわゆる「子ども支援」「子育て支援」の両面の意義を明記する必要性
- 新制度の中核的なものに「保育サービス提供の仕組みの検討」があるが、この場合も、親のニーズに適合的であるサービスを検討するだけでなく、子どもの視点からの「保育の質」の確保が重視されなければならない。
- 子どもにとって、幼保一元化、子ども園といった融合のみならず、小一プロブレムを発生させない「幼・保・小連携の」取組みなど、「連続性」とも関連する従来の枠の違いを越えた子ども本位の取組みが必要
- 制度やサービスの評価を実施する場合に「子どもの視点からの評価のあり方、手法」について調査検討する必要性

II. 「新しい公（公共）」の位置づけ

- 1. （2）新制度体系に求められる要素のなかの、給付・サービスの「包括性・体系性」が指摘されている。これについては、各府省の縦割りを越え、従来制度の相違を越えた国民にわかりやすい形での再整理の必要性をさらに強調することが有用
- 特に財源確保と社会全体の重層的負担を示す中で、国、地方公共団体、事業主、個人がその主体として示されているが、「7. 多様な主体の参画」の視点から自治体の声を大いに反映し、NPO等の「新しい公」の視点を要素として加えてはどうか

III. サービスの「量」的拡大と「質」の確保とのバランスをはかる適切な調査及び評価システムの必要性

- 2. サービスの量的拡大（1）「質」が確保された「量」の拡充、において、「仕事と子育ての両立を支えるサービス基盤と女性の就業希望の実現が関連して大きな潜在需要を抱えている」との指摘を裏付ける調査の実施が期待される
- 従来はいわゆる保育園による施設保育が重視されてきたが、家庭的保育・在宅保

育支援についての必要性も、一時保育（病気等でなく、就職活動の必要性からの比較的長期のものを含む）のニーズをはじめ多様化が顕在化している。

- 「必要な『質』の確保と『量』の拡充のバランスを常に勘案することが求められる」とされる点は、「多様な主体の参入の透明性・客観性と『質』の担保を確保するための、評価手法の確立」と密接に関連する。さらに、3頁から4頁にかけて、保育サービスのみならず他のサービスについても「サービスの質の確保」が重要であるとされ、そのために、「利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等に配慮しつつ、保育環境等のあり方について、「科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを検討していく必要」とある。この記述はきわめて重要であり、新制度は評価・検証を伴うことで初めて継続的な改善とその有用性が担保されると考える。
- たとえば、三鷹市における、公設民営を含めた公私立保育園の質的確保に向けての取組方策は、市が策定した保育のガイドラインを公私立保育園全園で徹底しているとともに、公設民営保育園については保育園保護者に対する満足度調査の実施、市と保護者や市民、学識経験者でにより各園ごとに設置している運営委員会による検証、定期的な立ち入り調査の実施、各月ごとに保育園運営状況を市に報告することの義務付け等を行っている。

IV. 財源・費用負担における「地方財政への配慮」の不可欠性

- 新制度の多くのサービスの実施主体は市町村であると想定される。住民に最も近い政府である市町村が具体的なサービスを担ったりコーディネートしたりすることは望ましい。しかしながら、制度の実施が市町村に任されても、裏付けとなる財源が不安定では事業が展開できないだけでなく、地域格差も生じるおそれがある。地方分権と自治の観点から、たとえば包括的補助金等、自治体が地域特性や状況に応じた最適なサービスの展開を図れるような柔軟な財源保障や委譲は新制度の実効性を高めるうえできわめて有意義である。

V. 保育のサービスの仕組みの検討、について

- 新制度の中核的なものに「保育サービス提供の仕組みの検討」があるが、この場合も、親のニーズに適合的であるサービスを検討するだけでなく、子どもの視点からの保育の質の確保が重視されなければならない。（再掲）
- 「直接契約」の実現の必要性が各方面から指摘されているが、たとえば、一人親家庭の子ども、低所得者世帯の子ども、障がい児、虐待等を受けている要保護児童等に対する、公的保障の責務は依然として行政にある。その上で、より柔軟な保育サービスを必要に応じて利用できるための仕組みには、保護者の声を反映し、自治体の声を反映し、声なき子どもの声を反映する過程を確保しつつ、新たな標準となる指針を策定することが必要

- 保育サービスの提供は、子どもの育ちを地域で支え、子どもの利益を保障することが最優先とされるべきであることから、保護者の満足度や利益のみで行政が誘導されることなく、子どもたちの満足度をどのように計測し検証し得るかということ念頭に置き、基準の見直し（標準化）につながることを望ましい。たとえば三鷹市では、三鷹市保育の実施に関する条例及び条例施行規則にもとづき、「保育に欠ける」要件を規定している。その概念において、各市町村による差異はそれほど大きくないと思われるが、居宅内労働や同居親族の介護状態の捉え方、休職や就学状態への判断といった細部の判断はおそらくまちまちであろうと思われる。また、三鷹市は人口 178,000 人、就学前人口 8,500 人で、認可保育園 27 園における定員は 2,080 人であるが、低年齢児中心に保育需要が高まっており 0-2 歳児の受入れ枠の不足に対して、3-5 歳児は欠員が見られる傾向にある。そこで、年齢ごとに定められている専有面積や保育士の配置に関する基準の見直しにより、年度ごとに各年齢の運用定員を柔軟に設けることで、待機児童解消への効果が期待できる。ただし、保育所最低基準を見直すか、標準として設けるかは、基礎自治体の裁量範囲に大きく影響するものであり、質の後退を招かないような配慮が求められる。

VI. 新制度検討過程（プロセス）の重要性

- 少子化対策は現時点での子育て世代に対する政策、サービスであるだけでなく、未来に持続可能な国家づくりにとって不可欠な社会全体の課題である。そこで、新制度確立に向けては、まさに、国民的議論と合意に向けて開かれた検討過程の実現が不可欠である。
- 地方分権改革推進委員会、経済財政諮問会議、社会保障国民会議の議論を尊重しつつ、特別部会での検討過程のPRを強化していただきたい。